

# 2022年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2022年10月20日（水）18：00～19：55

会場：市庁舎 第1委員会室

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
  - (1) 骨子（案）概要について（資料1～4）
  - (2) ヒアリング（案）について（資料5～6）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 「（仮称）子どもにやさしいまち条例」（案）
- 資料2 「（仮称）子どもにやさしいまち条例」（案）前文  
～第3回検討部会（2022年8月17日）時点～
- 資料3 第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会  
アイスブレイクの意見について
- 資料4 子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」の  
実施結果について
- 資料5 「（仮称）子どもにやさしいまち条例」ヒアリング（案）について
- 資料6 広報まちだ 2022年10月15日号 3面（抜粋）

2022年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（2名）

2022年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
早出 満明	児童青少年課
江藤 利克	子ども家庭支援センター
石田 一太郎	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：野田 留美、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課担当課長：本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。2

022年度 第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課担当課長の野田と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議欠席委員をお伝えします。松井委員が欠席、福田委員が遅れての出席と連絡が入っております。また、本日も会議の運営支援として株式会社生活構造研究所が入っております。会議の記録作成のため録音をさせていただきますので、予めご了承ください。

本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

### 2 事務連絡

子ども総務課担当課長：会議の公開等についてですが、本日2名の方が傍聴を希望しております。特にご意見がなければ、公開するというところでよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課担当課長：傍聴の方が入室されましたので、進行を続けさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

#### ■資料の確認

[資料1～6の確認]

子ども総務課担当課長：ここからの進行につきましては、吉永部会長に申し上げます。

### 3 議題

吉永部会長：皆さま、こんばんは。今回の会場は前回より互いの席が遠くなっていますが、前回で皆さま率直に意見交換ができることがわかりましたので、距離感を忘れて話し合いができればと思います。

私は10月3日から9日まで、ヨーロッパで子どもにやさしいまちに関わる活動をしている方が集まる会議体であるチャイルドインザシティに参加してきましたが、会議の冒頭で登場したアイルランドのダブリン市の高校生と大学生は、自らチームを組んでダブリン市の取組に参加しており、彼らが作製した映像は、いかに若い人たちが参画しているかが伝わる内容になっていました。町田市とダブリン市は、似ているところがあるように感じたので、友好都市になると良いのではないかと思います。また、この条例に関する会議の経緯もメイキング映像みたいなものが作れたら良いなと考えました。

本日も皆さまと話し合いながら条例づくりを進めていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくをお願いします

## ■アイスブレイク

吉永部会長：はじめに、話し合いがしやすいようにアイスブレイクを考えてきました。本日のアイスブレイクでは、最近感じる「子どもにやさしい〇〇」と「子どもにやさしくない〇〇」をそれぞれ考えて出していただこうと思います。

〔アイスブレイクの実施〕

### (1) 骨子（案）概要について

吉永部会長：アイスブレイクで、子どもにやさしいこと、やさしくないことを考えてきましたが、皆さまと知恵を出し合っていくと、それぞれが対応するようになったのは不思議に感じました。

それでは、骨子（案）概要について、事務局より資料説明をお願いします。

〔資料1～4の説明〕

吉川委員：前文について、資料2の元案の最初のパラグラフでは、「子どもはかけがえない存在」「権利の主体」「一人ひとりの違いが認められ」といった文言がありましたが、今回の案ではなくなっています。どのような理由でなくしたのでしょうか。

子ども総務課長：当初の案で入れていた内容は、子どもの権利を語るうえで、前提となる話として掲載していましたが、子どもたちから「遠い」表現ではないかという意見もあり、わかりやすさや子どもたち自身が理解できることを考えて、今回あえてな

くしています。こちらについては、こういった表現があると良いとか、アイデアがございましたらご意見をいただきたいと思います。

吉川委員：私はこの部分は、絶対に外さないでほしいと思います。先ほどのアイスブレイクの中でも「多様性」や「子ども自身の目線」などの意見が出ましたが、結局は子ども自身に権利があるということが大前提にした話だと思います。子どもの最善の利益のことを入れていただくのは、もちろん良いことですが、その前提としてこの部分がないと議論がずれてしまうように思います。個人的には、最初の8行は凄く重要なことだと思いますので、すべてあっても良いと思います。

菅野委員：今回の案は優しい感じになって、子どもの参加や意見表明が全面に出ている前文だと思いました。しかし、吉川委員のおっしゃる通り、そもそも大前提の部分がないのはどうかと思いました。子どもが多少わかりにくいかもしれませんが、とても大事なこととして前文に入っていた方が良いと思いますし、私も前回の冒頭からの8行目までは、すべてあった方が良いと思います。

叶内委員：8行目までの内容があっても良いと思いますが、子どもの目線に立った時に、1つのセンテンスが長すぎると思います。子どもにやさしい表現にするのであれば、あれこれと言い換えるのではなく、センテンスを短くし、8行の内容を再構築すれば、主語と述語があって、子どもにとってもわかりやすくなるのではないかと思います。

菅野委員：この文章が固く感じる原因は「あなたは、かけがえのない存在である」のように、自身に語りかけられている気がしないからだと思います。とても大事なことに、他人行儀的に書かれているところが、子ども自身からすると遠く感じてしまう原因ではないかと思います。

柴田委員：私個人としては、新しい案はすんなりと入ってきて、良くなっていると思いました。叶内委員がおっしゃったように、わかりやすさ、認識しやすさ、理解しやすさということを考えると、文章を短めにしたほうが、主語と述語がわかりやすく、子どもたちも内容がすんなり入るのではないかと思います。

吉永部会長：2つ目のパラグラフの2行目までは良いと思いますが、3行目「子どもを支えていかなければなりません」はなくても良いと思いました。

細かいところまで話し合うと判断が難しいところもありますが、皆さまのご意見としては、「子どもがかけがえのない存在である」「あらゆる場面で尊重される」「権

利の主体である」「一人ひとりの違いが認められる」「健やかに成長する社会の実現」といった部分は残すということによろしいでしょうか。先ほど柴田委員から新しい案は、ご自身としてはわかりやすかったとご意見がありましたが、子どもの自主性、市政への参画などに焦点を当てたことで、より身近なこととして感じられたからではないかと思います。元々は堀越委員から前文の内容が子どもから「遠い」というご意見をいただいていた。それを何とかしたいと考え、より自分ごとになるように、言外に「あなたは」という主語が入るような内容になっているかと思えます。「人権尊重社会の実現」の記載も必要でしょうか。

吉川委員：「人権尊重社会の実現」は言葉としては固く、難しいと思います。個人的には、差別の禁止や平等を入れた方が良いと思いますが、「子どもが権利の主体」「他の誰とも違うかけがえのない存在」「一人ひとりの違いが認められ」と、成長・発達権についての「健やかに成長できる」が、最初に記載されていてほしいというのが個人的な思いです。

福田委員：私も「他の誰とも違うかけがえのない存在」という部分については、大人にもわかってほしいと思うので、入れていただいた方が良いと思います。

渡邊委員：ご意見を伺ってみると、私も元の案の最初ところをすべてカットしてしまうのではなく、部分で残した方が良いと思います。

堀越委員：文字が減って「近く」なったと思いますが、意見を聞いて「お互いが認め合う」とかを入れた方が良いと思いました。

吉永部会長：なるべく平易な文言で、エッセンスをもう一度、案に追加していただければと思います。

子ども総務課長：権利にかかる基本的な部分について、ご意見をいただきましたので、なるべく「遠く」感じることにならないよう、文章を作成していきたいです。

吉永部会長：条文中で「参加」と「参画」を使っていますが、わざと使い分けているのでしょうか。第1章の1条に「参加」が出ていて、前文や第2章の第6条の1では「参画」となっています。「参加」と「参画」で使い分けるのであれば、理由があった方が良いと思いますし、特にないのであれば参画が良いと思います。

叶内委員：歴史的に障がい者の場合、かつて平等と社会参加と言われた時代から、今は「参画」という言葉に変わっています。子どもとして参加が認められていない時代には、「参加」という言葉が前面に出ていましたが、今は子どもも参画ができる時

代になっています。だからこそ、「参画」に表現を統一した方が良いと思います。

子ども総務課長：政策的、施策な部分は、意識して「参画」としていました。一方で、参加する権利というのもありますので、精査いたしまして、統一できるようでしたら「参画」にしていきたいと思います。

吉永部会長：第5条の(2)では「救いを求めることができること」となっていますが、「救いを求め、救済されること」ではないのでしょうか。守られるのであれば、最後まで救われないといけないと思います。

子ども総務課長：文章の並びも含めて、検討したいと思います。

菅野委員：第12条の子どもの居場所に関して、資料4の2ページにある、子ども参画ミーティングのBグループの「家以外の居場所」という意見が良いと思います。資料1の骨子(案)では、「居場所をつくることに努めます」とありますが、文頭に具体的に「学校や家以外に」と付けるのはどうでしょうか。家や学校以外で居場所があることが安心につながると思いました。

吉永部会長：他市の居場所の条文ではどうでしょうか。確かに「学校でも家でもない居場所」という表現をする時があります。

吉川委員：「家庭や学校に限らず」「家庭や学校のみならず」といった表現を入れると伝わるのではないかと思います。

子ども総務課長：骨子(案)では、「市及び大人は」と表現していますが、「大人」の中には、家族や学校なども含まれますので、居場所には、家や学校などとそれ以外の両方の意味合いがあるかと考えております。抜き書きをするのであれば、他の条文はどうするのかという問題も出てきます。表現については、いただいたご意見を参考にしながら、他自治体の事例も確認して検討していきたいと思います。

福田委員：子ども参画ミーティングを見学させていただいたのですが、資料4の3ページの本文への意見にある「第12条は『支援を行うよう努める』ではなく、『支援を実施する』とすべきだと思う」を見てはっとしました。骨子(案)の中では、「支援します」と「努めます」の両方がありますが、理由が何かあるのでしょうか。

叶内委員：条例の作りとして、このような表現で作った方が事業を進めやすく、言い切れないところがあるために、こういった作りになってしまいます。本日のアイスブレイクで「子どもにやさしい〇〇」を行いました。インターネットで「子どもにやさしいまち」を調べていくと、町田市長のことが結構出てきます。町田市は全国で

5つのCFCIモデル自治体であり、子どもの意見も踏まえると、先頭を切って取組を進めていくためには、語尾の部分が「努めます」だと子どもにも大人にもわかりにくいので、もっと断言するような表現にして、町田市はすごいなと思われる条例にしてはどうでしょうか。

子ども総務課長：事務局もそういった意気込みを持っていますが、内部的な事情もあります。本検討部会や子どもの意見を伝えながら、条例を作っていくと思います。

吉永部会長：本日のアイスブレイクとその後の意見の中で、柴田委員より「結果として間接的に子どもにメリットとなることがある」という意見があり、そこから「もう少し直接的に子どもへ利益が届くようなあり方が大事ではないか」という意見がありました。そういった面で言うと、第7条の2について、子どもへの支援の波及をきちんと言及した方が良いように思えますが、文章が長くなるので加えなくてもよいでしょうか。

柴田委員：第7条の2は、もう少し長くなってもよいので、「環境づくりに協力して」その結果、子どもたちに利益がどのように届くのかを明記すると良いと思います。今の案を見ると、環境づくりに協力するだけでは、直接的に子どもに利益が届かないような気がします。第7条の3は直接、子どもに届いているので良いと思います。

吉永部会長：その他にご意見があれば、いつまでにお伝えすればよろしいでしょうか。

子ども総務課長：10月27日木曜日までをお願いします。

## (2) ヒアリング (案) について

吉永部会長：続きまして、ヒアリング (案) について、事務局より資料の説明をお願いします。

### [資料5の説明]

吉永部会長：ただONでの若者が市長と語る会には、堀越委員も参加されるのでしょうか。

堀越委員：参加する予定です。

吉永部会長：ワークショップ、グループワークは、場所などまったく決まっていないのでしょうか。

子ども総務課長：決まっていますが、会場の問題として、実施できる会場は限られてくるかと思います。大人の方に条例の趣旨を伝える手法やそのアイデアが、通り一遍

になりがちではあるので、皆さまからご意見をいただきたいと考えています。

吉永部会長：冒頭にお伝えしたメイキング映像はいかがでしょうか。若い人だと、スマートフォンアプリを使って、1分くらいの動画を簡単に作っていると思います。

また、情報提供になりますが、子どもの権利条約については、カードで遊べる形式になっていて、ユニセフのホームページで公開されています。その他、カルタや双六を作っているグループや、事例をインターネット上で公開しているチームもあります。色々な方法で、子どもの権利条約そのものの周知が行われています。吉川委員がご所属されているところでは、演劇をされていますよね。

吉川委員：ご紹介ありがとうございます。私が所属している東京弁護士会では、子どもの問題を扱っている弁護士たちが集まって、子どもの権利条約が批准された1994年から毎年、子どもたちが置かれている状況を創作劇にして、上演しています。弁護士が実際にあった子どもたちの事件や相談をもとに、かなり実話に近い内容で子どもたちと協力して上演する活動を行っています。子どもの権利を広めるといった意味では、お芝居だと心に響くものがあり、大人から子どもまで好評をいただいております。効果的な手法だと思います。しかし、物凄く準備が大変なので、その辺りをどうするかだと思います。

福田委員：子ども向けのワークショップについて、ひなた村や大地沢青少年センターが実施している色々なイベントの機会に合わせて、子どもの権利について考えてみようといったワークショップを行うことは可能でしょうか。

子ども総務課長：施設のイベントに合わせてこれから入れ込むというのは、時間的に難しいですが、タイアップするなど周知・啓発を図っていこうと考えています。ワークショップ単体での実施ではなく、子どもが集まる機会での周知・啓発をしていこうと考えています。

福田委員：今回のWEBミニアンケートは、青少年健全育成地区委員として、児童青少年課から案内のメールを受けましたが、とても広めやすかったです。まちカフェなどに携わっている方が地域にいたので、メール転送したりすることができたので、良かったと思いました。

前回の青少年健全育成地区委員の定例会で、子どもの権利条約について知っているか尋ねてみましたが、18人中2、3人しかいませんでした。普段から子どもに携わっている人も意外と知らないのだと思いましたので、積極的に広めていただけ

ばと思います。今の時代ですとインターネットや動画を使えば、普及は早いと思いました。

菅野委員：資料5の6、7のワークショップ、グループワークは、大人向けと子ども向けにわかれています。子どもと大人と一緒にできるワークショップ、グループワークでも良いのではないのでしょうか。子どもと大人が一緒になって話し合い、子どもが考えていることを、直接感じられることで、条例の大事さがわかると思います。子どもだけ、大人だけで実施もするのとも良いと思いますが、アイデアとして一緒にやるのもあるのではないかと思います。

先ほど準備が大変だけれども演劇も良いという話がありましたが、ワークショップをやっている団体の中では、演劇手法を使ったワークショップも結構あります。いつもの自分ではなく、役を演じることによってわかることもあります。演劇的な手法を取り入れたワークショップも検討しても良いのではないかと思います。

柴田委員：教育に携わる人、子どもたちに携わる大人も条例について知っておく必要があると思います。将来、町田市の教員になる可能性がある人や学生、教員に向けたグループワークができると、それによって付随的に子どもたちへの周知が上がるのではないのでしょうか。

東京都や神奈川県では、教員になりたい学生が通う教師塾のようなものを運営しています。この塾に通う学生は、教育に熱心な学生が多く、いずれ東京都などの教員になる人たちです。もしその塾で子どもの権利のことを取り上げてもらうことができれば、将来的に子どもたちに子どもの権利のことを広めてくれると思います。目の前にいる人たちだけではなく、その奥にいる人たちにも周知や啓発ができるのではないかと考えました。

吉永部会長：教員に対して、子どもの権利の認知度、日ごろの業務でその内容を反映しているかのアンケートが行われていますが、教員でも子どもの権利の認知度は低く、日ごろの業務に反映できている人も低い割合という結果でした。ぜひとも、これから教員になる方へのワークショップ、グループワークは、やっていただきたいと思います。

柴田委員：条例は小学校の社会科でも習います。自身が住む自治体にある条例は、どのようなものがあるかをテーマにすることで、より授業が身近に感じられるし、条例も知ることもできるので、一石二鳥だと思います。教員になりたい学生に向けて

ワークショップ、グループワークを行うことで、教材研究の実践にもなるように思いました。

子ども総務課長：教育に携わる方、携わりたいと考えている方、学校との連携も周知・啓発には必須と考えています。今回のアンケート調査、WEBミニアンケートも、小・中学校には、授業時間内にアンケートに回答いただくなど、かなり忙しい中で協力していただいております。ワークショップに限らず、今後も教育機関と連携していきたいと考えています。

また、子どもと大人と一緒にワークショップ、グループワークを行うというご意見をいただきましたが、私自身も子ども参画ミーティングのイベントで意見を伺っておりましたが、刺激的であり、子どもの意見を直接聞く機会は貴重でした。大人が子どもの権利を考えていくうえで、子どもの自発的な姿を見るのは良いことだと思いましたので、参考にさせていただきたいと思います。

また、演劇による手法など時間がかかるものについても、今後の啓発の方法として参考にさせていただきたいと思います。

堀越委員：先ほど学校との連携についてお話がありましたが、私が通う高校では、2年次、3年次で保育の授業を受けることができます。保育園で働くことを希望する学生が多い学校なので、子どもの権利のことを授業で取り上げることができれば良いと思いました。

吉永部会長：子ども家庭支援センターなどで、学校に出向いて虐待についての劇をされていたと思いますが、どうだったでしょうか。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センターでは、希望がある小学校6年生に対して、寸劇の実演や、以前桜美林大学に協力していただき収録した劇のDVDを使い、虐待についての出前講座を行っています。ご意見をお伺いして、多少なりとも劇だと入りやすいのかなと実感したところです。

#### 4 その他

吉永部会長：その他で何かございますか。

子ども総務課長：只今のヒアリング（案）につきましては、色々な案をいただきましたので、事務局でもフレキシブルに検討しまして、また案をお示ししたいと思います。

吉永部会長：本当にフレキシブルな感じにご対応していただき、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

## 5 閉会

子ども総務課担当課長：皆さま、長時間ありがとうございました。吉永部会長、ありがとうございました。

次回の会議は、2023年1月12日木曜日となります。最後に、本日、お車でお越しになられた方に来庁者確認カードをお渡しいたしますので、警備員窓口に（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会に参加していた旨を申し出ていただき、駐車券の無料処理をお願いします。以上を持ちまして、2022年度第4回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。